

横手市排水設備工事に係る設置指針

平成24年7月

横手市上下水道部下水道課

横手市排水設備工事に係る設置指針

1. この設置指針は、横手市（以下「本市」という。）内で施工される、公共下水道、集落排水施設および浄化槽市町村整備推進事業で設置された合併処理浄化槽に接続する排水設備工事（以下「工事」という。）に適用する。
2. 排水設備工事の施工にあたっては、「横手市下水道条例」、「横手市下水道条例施行規程」、「横手市集落排水施設条例」、「横手市集落排水施設条例施行規則」、「横手市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例」、「横手市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例施行規則」、「排水設備の設置指針—最新版（日本下水道協会秋田県支部）」に基づき実施しなければならない。
3. 上記に対する特記事項は次のとおりとする。
 - 1) 設計
 - ① 設計内容は依頼主の承認を必ず得ること。
 - ② 必要に応じ、施工方法について依頼主の承認を受けるものとする。
 - ③ 加算および減算用の控除メーターを設置する場合は、平面図にメーターの設置位置および各給水管の配管図を、上水道は赤、自家水道は青で図示すること。
 - 2) 施工
 - ① 管渠の基礎は5cm以上の砂基礎を標準とする。
 - ② 埋め戻しは1層30cmを基準とし、陥没、不等沈下が生じないように施工すること。
 - ③ 材料および器具は、日本工業規格(JIS)、日本農林規格(JAS)、日本水道協会規格(JWWS)、日本下水道協会規格(JSWAS)、日本空気調和・衛生工学会規格(HASS)、日本排マス協会規格等を用いるものとする。
 - ④ 排水マスのふたは塩ビ製の「ターンアップオスタイプふた」を使用すること。なお、車両重量2tを超える車両が通行する箇所には防護ふたを設置すること。
 - ⑤ トイレからの排水管合流の接続には「3cm段差つき45°合流マス(45YS)」を使用すること。
 - ⑥ トラップインバートマスを設置する際は、支管側もパイプを立ち上げ掃除口を取り付けること。支管の口径がφ75mm以上の場合は「ターンアップオスタイプふた」を使用すること。
 - ⑦ 公共ますと接続する場合、本管との落差が大ききときは「ドロップマス」を使用し、マスの下には「大曲エルボ」を用いること。ただし、ドロップマスを使用できない程度の落差のとき（約34cm以下）は、「自在継手」等を用いて施工すること。
 - ⑧ 勾配のない「左右兼用タイプマス」は使用しないこと。
 - 3) 各種排水設備システムの設置
 - ① 各器具のからの排水を床下に集合させ排出する「排水ヘッダーシステム」を使用するときは、屋内に管理孔を設けるなど容易に管理が出来るようにすること。
 - ② 台所の生ゴミを砕いて流し込む「ディスポーザ排水処理システム」については、「横手市ディスポーザ排水処理システム設置要項」に基づき施工し、ディスポーザ単体での使用はしないこと。